

別表（第8条関係）

許可物件		単位	使用料
電柱、電線その他これらに類する物件	電柱、支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	2,400円
	電話柱、支柱、支線柱及び支線		2,200円
	標識その他の柱類		2,200円
	架空線その他のもの	長さ1メートルにつき1年	14円
		電気事業者が電話柱に電線を共架する場合にあつては、当該電線を架ける電話柱1本につき1年	2,400円
		認定電気通信事業者が電柱又は電話柱に電線を共架する場合にあつては、当該電線を架ける電柱又は電話柱1本につき1年	2,200円
PHS基地局		1基地局につき1年	2,200円
携帯電話小型基地局		基地局を設置する電柱又は電話柱1本につき1年	2,200円
公衆電話所		1台につき1年	8,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1基につき1年	1,200円
ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		83円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		580円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	830円
看板	建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	370円
	建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,700円
太陽光発電設備		1件につき1年	調達価格の税抜額×太陽光発電の公称最大出力(kW)×1,000×3/100

備考

- 1 この表において「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱を除く。
- 2 この表において「架空線」とは、電柱又は電話柱を設置した者以外の者が当該電柱又は電話柱に共架する電線及び上下水道局の行政財産上に設置されていない電柱又は電話柱の間に架けられた電線で上下水道局の行政財産上に架かるものをいう。
- 3 この表において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。
- 4 この表において「認定電気通信事業者」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定するものをいう。
- 5 この表において「表示面積」とは、看板の表示部分の面積をいう。
- 6 この表において「太陽光発電設備」とは、太陽電池パネル、架台、電線等太陽光発電に必要な機器類一式をいう。
- 7 この表において「調達価格」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項の規定により定められた調達価格のうち、出力が10キロワット以上の太陽光発電に係る価格をいう。
- 8 この表において「公称最大出力」とは、日本産業規格に規定される太陽電池モジュールの最大出力をいう。